**入　間　市　民　憲　章　推　進　活　動　実　践　者　等　表　彰　推　薦　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **被**  **推**  **薦**  **者** | **ふりがな**  **氏　　　名**  **（又は団体名･代表名）** | **男・女** | | **生年月日（又は設立年月日）**  **年　　月　　日**  **年齢（11月１日現在）　　　　歳**  **職業** | | | |
| **住　 　　所**  **（又は団体所在地）** |  | | **電話番号**  **（又は連絡先電話番号）**  **－　　　－** | | | |
| **活 動 項 目** |  | | **団体の場合会員数** | | | **人** |
| **活動開始年月** | **年　　　月　　　日** | | **活動期間** | | **年　　カ月** | |
| **行政機関からの表彰履歴（受賞年・内容）** | | | | | | |
| **活動内容** | | | | | | |
| **推薦者** | **氏名・役職名**  **（又は団体名代表者名）** | |  | | | | |
| **住　　所** | | **入間市** | | **電話番号**  **－** | | |

**※表彰対象者の推薦については、原則として個人１人、または１団体に限ります。入　間　市　民　憲　章　推　進　活　動　実　践　者　等　表　彰　推　薦　書**

記入例

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **被**  **推**  **薦**  **者** | **ふりがな**  **氏　　　名**  **（又は団体名･代表名）** | **いるま　たろう**  **入間　太郎** | | **生年月日（又は設立年月日）**  **昭和２２年２月２日**  **年齢（11月１日現在）　　７7歳**  **職業　団体役員** | | | |
| **住　 　　所**  **（又は団体所在地）** | **入間市豊岡１－１－１** | | **電話番号**  **（又は連絡先電話番号）**  **０４－1234－5678** | | | |
| **活 動 項 目** | **環境美化活動** | | **団体の場合会員数** | | | **人** |
| **活動開始年月** | **平成16年4月1日** | | **活動期間** | | **２０年７カ月** | |
| **行政機関からの表彰履歴（受賞年・内容）**  **別表１に記載の項目を記入してください。**  ●社会奉仕活動  ●自然保護活動  ●環境美化活動  ●青少年の健全育成活動  ●その他市民憲章の推進に貢献した活動  **平成29年　　入間市衛生自治会功労賞受賞（衛生自治会）** | | | | | | |
| **活動内容**  **(例１）箇条書き**   1. 【具体的な活動内容】   ・平成16年より、入間小学校の周辺の通学路の清掃活動を  1人で行っている。  ・週4～5回のゴミ拾いや、落ち葉拾い、除雪作業等を  積極的に行っている。   1. 【活動地域】 入間小学校周辺 2. 【活動回数（日、週、月又は年間における頻度）】 週２、３回 3. 【活動時間数（１回の活動時間）及び時間帯】　 午前８時～９時の１時間程度 4. 【対象者又は対象】 入間小学校の児童、地域住民 5. 【活動の動機】 地域の環境美化をはかり、子ども達の安全を守るため 6. 【所属があれば団体名】 入間市衛生自治会   **（例2）文章（※　①～⑦の事項が分かるように記載してくさい）**  　地域の環境美化をはかり、子ども達の安全を守るために、平成１6年より入間小学校の周辺の通学路の清掃活動を１人で行っている。週4～5回の午前8時～9時の１時間程度、ゴミ拾いや落ち葉拾い、除雪作業等を行い、地域住民から感謝されている。また入間市衛生自治会の活動にも積極的に取り組み、地域の環境衛生活動に大きく貢献している。 | | | | | | |
| **推薦者** | **氏名・役職名**  **（又は団体名代表者名）** | | **入間地区　入間自治会　会長　入間　治郎** | | | | |
| **住　　所** | | **入間市豊岡１－１６－１** | | **電話番号**  **０４－２９６４－１１１１** | | |

**※表彰対象者の推薦については、原則として個人１人、または１団体に限ります**

推　薦　要　項

対　　象　　１　日常、市内で積極的な実践活動を地道に続け、その功績が市民の模範であると認められる個人又は団体（住所は市外の方も含む）

２　表彰対象者及び対象となる活動の内容は別表１の通りです。

３　表彰の推薦基準については、別表２の通りとします。

　　※常時活動は８年以上、定期的活動は１２年以上継続して行っているものとします。

推薦方法　　１　所定の「入間市民憲章推進活動実践者等表彰推薦書」により行ってください。

２　氏名（又は団体名・代表者名）はふりがなを必ず記入してください。

３　活動期間は**令和6年１１月１日現在**で算定してください。

４　活動内容欄は次の事項が分かるように記入してください。

1. 具体的な活動内容
2. 活動地域

③ 活動回数（日、週、月又は年間における頻度）

④ 活動時間数（１回の活動時間）及び時間帯

⑤ 対象者又は対象

⑥ 活動の動機

⑦ 所属があれば団体名

提出期限　　**令和６年１１月１３日（水）必着**

提出先　　入間市役所市民生活部地域振興課へ郵送または各地区センターに

お持ちください。

　　　　　　〒３５８－８５１１　入間市豊岡１－１６－１

　　　　　　電話２９６４－１１１１（内線２１４１・２１４２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表　彰  対象者 | 活　　動　　内　　容 | |
| 活動項目 | 内　容　例　示 |
| 市内で活動する個人、団体グループ及び地域集団 | 社会奉仕  活動 | １　一人暮らしのお年寄り等への慰問、激励、各種の奉仕な  どを継続的に行っているもの  ２　犯罪防止、交通事故防止及び防火防災などの活動を継続  的に行っているもの  ３　自己の生命、利益を省みず人命救助、事故・災害の防止、  防犯活動に尽力し、その功績が特に優れたもの  ４　スポーツ、レクリエーション及び文化活動等の指導、普及を継続的に行っているもの  （青少年に関する活動は、活動項目を「青少年の健全育成活動」とする） |
| 自然保護  活動 | １　自然保護活動を継続的に行っているもの |
| 環境美化  活動 | １　道路、学校、公園など公共の場の花いっぱい運動や緑化  活動を継続的に行っているもの  ２　まちや河川などを汚しているごみ・空き缶を拾い集める  など、身近な環境の保全活動を継続的に行っているもの  ３　古紙などの資源リサイクル活動等省資源・省エネルギー  に関する活動を継続的に行っているもの |
| 青少年の  健全育成  　　活動 | １　青少年の善導、非行防止等その健全育成に努めているも  の  ２　有害な本などを追放し、良書に親しむことに努めている  もの |
| その他　市民憲章の推進に貢献した  　　活動 | １　文化財、史跡など文化遺産の保全、愛護等の活動を継続  的に行っているもの |

**別　表　１**　表彰対象者・対象となる活動の内容

令和6年9月1日改正

**別　表　２**

|  |
| --- |
| **推　薦　判　断　基　準** |
| （１）　既に、入間市有功表彰及び善行表彰を受けたものは対象としない。  （２）　既に、この表彰を受けた同一の活動は対象としない。ただし、個人でこの表彰を受けた活動が、その組織化された団体活動として本基準所定の期間にわたり長期に継続拡大するなど、特筆すべき新たな事由が生じた場合はこの限りではない。  （３）　団体の代表者の活動に関する推薦においては、当該団体に関する活動については  団体対象とし、この団体活動以外の特筆すべき個人活動については個人対象とする。  （４）　原則として、物品提供のみのものは対象としない。  （５）　職務として行っている活動は対象としない（例えば民生児童委員、体育指導委員などの特別職に属する地方公務員）。  （６）　相当の報酬がある活動は対象としない。  （７）　入間市民憲章推進協議会の現役委員は対象としない。  （８）　常時活動の基準は、常時行いうる活動を、推薦のあった年度の１１月１日を基準として８年以上継続して行っているもの。  ただし、前（７）の規定により推薦を見合わせていた者のうち、基準日において現役委員を退いている者の活動については、その活動が基準日において継続していない場合も対象とする。  （９）　定期的活動の基準は、年２回以上の活動を、推薦のあった年度の１１月１日を基準として１２年以上継続して行っているもの。  ただし、前（７）の規定により推薦を見合わせていた者のうち、基準日において現役委員を退いている者の活動については、その活動が基準日において継続していない場合も対象とする。  （10）　人命救助等一時的なものについては、前（７）、（８）及び（９）は適用しない。  （11）　自己推薦はできない。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成22年10月１日改正